

令和2年（ウ）第4号 保全異議申立事件

債権者 [REDACTED] 外2名

債務者 四国電力株式会社

補充書

(避難の困難性)

2020年5月14日

広島高等裁判所第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 中 村



ほか

本書面では、債権者らが原発事故時に安全に避難することが困難である旨を、これまでの主張を補充して述べる。

目次

第1 異議審における審判対象.....	2
第2 避難の困難性.....	3
1 原発の運転に際しては実効性ある避難計画が不可欠であること	3
2 原子力災害対策指針	12
3 「山口県地域防災計画 原子力災害対策編」	14
4 債権者らの避難は困難であること	15
5 新型コロナウイルス感染拡大下では現状の避難計画どおりの避難はできないこと	16
6 小括	21

第1 異議審における審判対象

債務者は、異議申立書において、避難の困難性については主張をしていない。

しかし、保全異議の審理対象は、保全命令の申立て全体であって、保全命令を発した理由に限定されるものではない。

すなわち、旧民事保全法下においては、保全異議の本質について、旧民事保全法が、失われた双方審尋の機会の復活を求める申立てとして成立したドイツ民事訴訟法における異議の制度を継承したという沿革を重視して、口頭弁論を経ないでなされた保全命令につき、債務者から口頭弁論を開くことを求める申立てであるという考え方が多数であった。この考え方によると、審理の対象は、保全処分の申請の当否であり、異議の申立てにおける異議理由は、控訴理由や上告理由のように審理の範囲を画するものではなく単なる防御方法であると考えられていた（以上、甲1089・東京地裁保全研究会「詳論民事保全の理論と実務」の中山幾次郎ほか「保全異議の審理について」360～362頁）。

現行民事保全法においても、保全異議の本質は、ドイツ民事訴訟法以来の保全異議制度の沿革を踏まえて、上記と同様に解することが相当であるとされ、審理の対象は、保全命令申立ての当否であると解されている（同363頁）。

もっとも、現行民事保全法下では、保全異議は決定手続になったため、「口頭弁論を求める申立て」という性格付けをすることは困難となつたが、保全異議手続きには、法29条、31条など当事者対等の保障の規定が設けられている点で保全命令申立て手続とは異なる。そうす

ると、新法下での保全異議は、保全命令発令直前の状態に戻って、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋によって、保全命令の申立てについてその保全すべき権利及び必要性の有無を審理することを求める申立てであると解するのが相当である（東京地裁保全研究会「詳論民事保全の理論と実務」の中山幾次郎ほか「保全異議の審理について」363頁。同旨、山崎潮「新民事保全法の解説」（増補改訂版）195頁）。

以上のとおり、保全異議の審理対象は、保全命令の申立て全体である。

本件においては、一審、二審（即時抗告審）において、島に住む債権者らが原発事故時に安全に避難することができない旨を主張疎明している。

したがって、異議審においても、避難の困難性が審理対象になる。

第2 避難の困難性

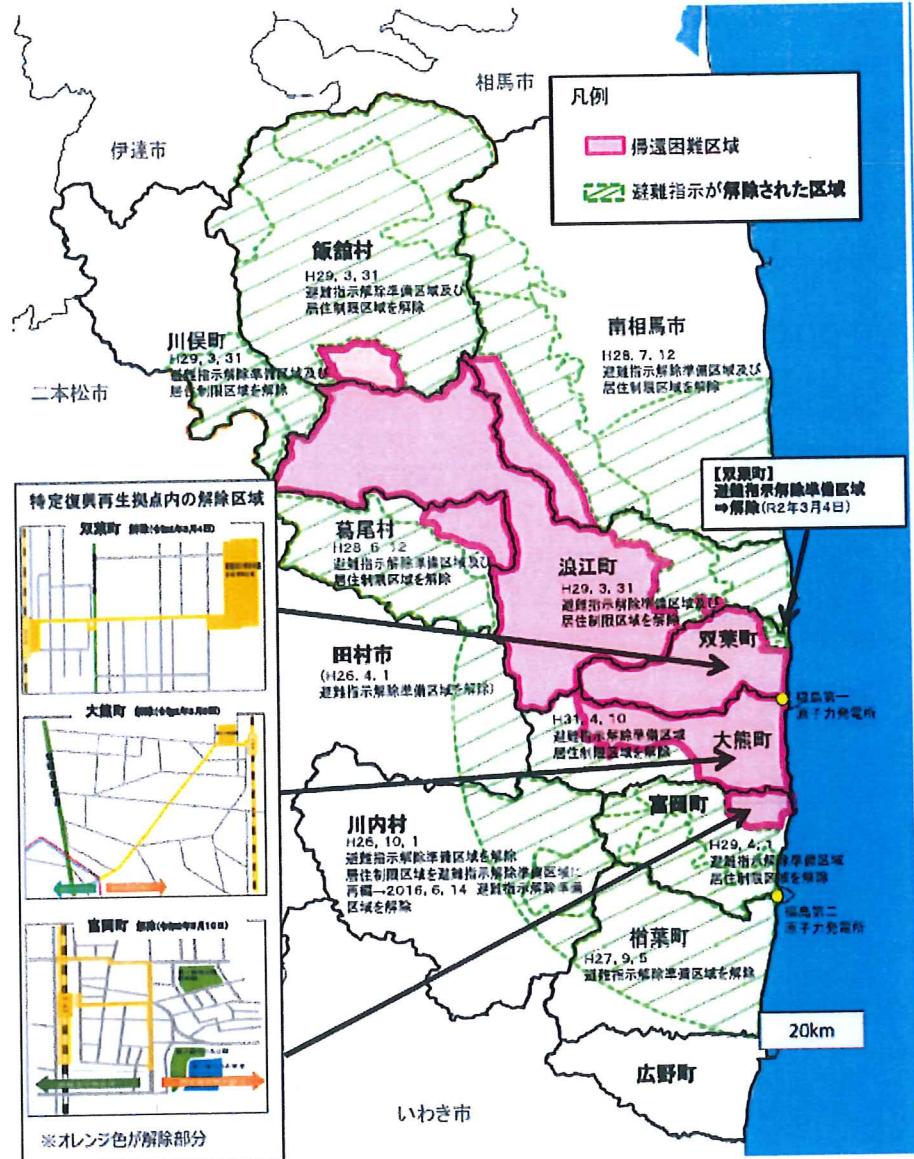
1 原発の運転に際しては実効性ある避難計画が不可欠であること

(1) 原子力発電所は、ひとたび事故を起こすと、膨大な放射性物質を放出する。放出された放射性物質は、風に乗り、人々の生活圏へと広範囲に広がり、呼吸や摂取によって人々の体内に入り込み内部被ばくを引き起こし、また土壤や水など環境に残った放射性物質が外部被ばくを引き起こす。

福島原発事故において、避難した人数は、平成23年(2011)年8月29日時点において、警戒区域（福島第一原発から半径20km圏）で約7万8000人、計画的避難区域（半径20km以遠で年間積算線量が20mSvに達するおそれがある地域）で約1万10人、緊急時避難準備区域（半径20～30km圏で計画的避難区

域及び屋内退避指示が解除された地域を除く地域)で約5万8510人、合計では約14万6520人に達した(甲621・国会事故調報告書331頁(「4.1.2)避難者数」))。令和2年4月9日時点でも約4万4000人が避難をしている(甲1090)。原発事故から9年経過した現在においても、下図のとおり、7市町村が帰還困難区域¹として、避難指示が継続されている。飯舘村の帰還困難区域である長泥地区は、福島第一原発からおよそ33kmに位置しており、本件の債権者らの居住する島と伊方原発の距離と同様である。

¹ 帰還困難区域とは、年間積算線量50mSv超(事故後6年を経過してもなお、年間20mSvを下回らないおそれのある区域)の区域をいう。



(甲 1091・令和2年3月時点 避難指示区域概念図 図19)

福島第一原発事故では、避難指示等が出され全部又は一部が警戒区域に指定された9市町村（大熊町、葛尾村、川内村、田村市、富岡町、楢葉町、双葉町、浪江町、南相馬市）については、対象地区の住民は、他地域へ避難をすることになったため、その生活基盤ごと根こそぎ奪い去られた。役所機能も他に移転した。

これらの区域においては、住民は、原発事故前の生業を失い、住み慣れた住居を失い、先祖代々受け継いできた土地や伝統を喪失し

た。そして何より、各地域が脈々と築き上げてきた歴史と文化と、それを背景とする地域住民の密接なつながりを根こそぎ破壊されることとなった。また、避難先の問題であったり、劣悪な避難先の住環境での生活を余儀なくされたりしたことなどから、事故前には一つ屋根の下で暮らしていた家族が別離生活を余儀なくされる事態も多発した。

放射線による健康被害としては、被曝してから数年から数十年後にがん、白血病や遺伝的障害などの晩発障害が起きるリスクを負うことになる。放射線が発がんの原因となるのは、DNAに複雑な損傷を起こすからである。そして、DNAが修復される際に誤って治すとその部分に遺伝子の突然変異が生じる。突然変異は元に戻らるために、その細胞が生きている限り、細胞分裂を起こすとその変異部分は引き継がれていく。その細胞がさらに放射線を浴びて傷の治し間違いが起きると、突然変異は細胞の中にたまっていき、がんの原因となることがある。すなわち放射線のリスクは蓄積されていくのである。

これらは原発事故による被害のごく一部であるが、原発事故は、広範囲に、永続的に、不可逆的に、甚大な被害を招く点で、一般の工場と全く異なる。

- (2) このような特殊な危険性を有する原子力発電所の安全性確保のために、深層防護という考え方が確立してきた。

深層防護とは、多数の連続しかつ独立した防護レベルの組み合せによって、人あるいは環境に対する有害な影響が引き起こされることを防止するというものである（詳細は、一審の準備書面1・2・7の補充書2（3～5頁））。

原子力発電所の安全確保においては、第1層から第5層までの5

層で構成される。IAEA（国際原子力機関）は、安全要件（No. NS-R-1）において、次のとおり規定している（甲1092・5～6頁、甲621・国会事故調報告書120頁）。

第1層 異常運転及び故障の防止

第2層 異常運転の制御及び故障の検出

第3層 設計基準内への事故の制御

第4層 事故の進展防止及びシビアアクシデントの影響緩和

第5層 放射性物質放出による放射線影響の緩和

このうち、第5層が、避難計画を含んでいる。

(4) IAEA安全基準は、各防護階層の独立性が不可欠であると規定する。日本原子力学会も、「深層防護の考え方で不可欠な要素は、異なる防護レベルが、各自独立して有効に機能することである。…(略)…ある防護レベルが他の防護レベルの機能失敗によって従属性に機能失敗することがないことを含め、各防護レベルが独立な効果を発揮するように設計を行うことが必要である。」(甲858, 5頁)として、各防護階層が独立して有効に機能することが不可欠であるとする。

このように各防護階層の独立性は、深層防護にとって不可欠である。各防護階層の独立性に基づくと、第4の防護階層（重大事故防止措置）が機能しない場合を想定して、第5の防護階層（避難計画）を立てることになる。

これを別の言葉で言うと「前段否定 後段否定」ということである。「三層で防護するから四層の心配をしなくてよい」とか「五層があるから四層の心配はしなくてよい」とかの安易な考えは不可ということである。シビアアクシデントにはならない、即ち四層突破はないから第5層（避難）の心配をする必要はないというような考

え方は許されないのである。第5層の避難が安全にできないということになればそのことだけで原発は止めなければならないのである。

(5) 深層防護の考え方の使用が開始されたのは、1950年代のアメリカである。当時は、深層防護といつても、第3層（地震や火山などによる設計上想定すべき事故が起きても炉心損傷等に至らせない）までが示されていたにすぎない（甲621・国会事故調報告書118頁「1. 3. 3」の「2」の「a. 海外での深層防護における深さ」）。

その後、1979年（昭和54年）のアメリカにおけるスリーマイル島原発事故、1986年（昭和61年）に旧ソ連のウクライナで起きたチェルノブイリ原発事故を経験し、放出された放射性物質による中長期的な汚染と原子力発電所外の緊急時計画（避難計画）の役割に注目が集まった（甲1025の1、甲1025の2）。

このような深刻な原発事故を経験して、5層の深層防護を備える考え方が確立した。1996年（平成8年）にはINSAG（国際原子力安全諮問グループ）²－10で重大事故への対応強化のために5層の深層防護へと改訂され、以降1999年（平成11年）のINSAG－12、2000年（平成12年）のIAEA（国際原子力機関）の安全基準NS－R－1においても一貫して繰り返し第5層までの考え方、対策の必要性が示されている。また、アメリカにおいても、1994年（平成6年）の規格NUREG/CR6042で初めて第5層の考え方方が示され、その後のNUREG1860でもその対策が示されている。つまり、国際的には、度重なる原

² IAEA（国際原子力機関）のInternational Safety Advisory Group（国際原子力安全諮問グループ）の略。

発事故の経験を受けて、3層では原子力利用の安全を確保できないことが分かり、5層の深層防護が必要であるとの考え方が確立した。

(以上、詳細は、即時抗告理由書4(「第2」の「2」))

- (6) 上記の国際的に確立した考え方(原子力利用の安全確保のために5層の深層防護が必要)は、次のとおり、IAEAの安全基準にも反映されている。

IAEA安全基準の基本安全目的は、最上位の「安全原則」に規定されているとおり、「人及び環境を電離放射線の有害な影響から防護すること」である(甲857・4頁「2. 安全目的」)。

この目的を達成するために、安全原則10項目が規定されている(甲857・5頁「2. 3.」)。

安全原則のうち、「原則8」は、原発事故を「緩和するために実行可能な全ての努力を行わなければならない。」とする。そして、「事故の影響の防止と緩和の主要な手段は「深層防護」である」と規定する。(以上、甲857・13頁「原則8」、「3. 31」)。

「深層防護」の具体的な内容は、「安全要件」(現在と将来において人と環境の防護を確保するために満たされなければならない要件)に規定されており、第1層から第5層まで構成されると規定されている(甲859・IAEA安全基準「個別安全要件SSR-1/2」7頁「2. 13」)。

以上のとおり、IAEAの安全基準によると、人及び環境を電離放射線の有害な影響から防護するという基本安全目的を達成するために、第5層は不可欠な防護階層である。

したがって、第5層(避難計画)の欠如は、人及び環境を電離放射線の有害な影響からの防護の欠落に当たり、人格権侵害の具体的危険が存在するといえる。(以上の詳細は、即時抗告理由4「第2」

の「3」)

(7) 福島第一原発事故を経験して改定された原子力基本法は、「前項の安全の確保（引用者注：原子力の利用の安全確保）については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と新たに定めた（2条2項）。

この改正趣旨について、2012（平成24）年5月29日の第180回国会衆議院本会議（第22号）（甲5）においては、当時の内閣総理大臣野田佳彦氏が、「二度とこのような事故を起こさないためには、放射線から人と環境を守るとの理念のもとで、組織と制度の抜本的な改革を行うことが必要です。このため、政府提出法案では、放射線による有害な影響から人の健康及び環境を保護することを、原子力安全規制の目的として、原子力基本法に明記することにしました。」（5頁）と答弁している。

そして、上記2条2項に「前項」として引用されている同条1項の「安全の確保」には、「原子力災害が発生した場合において住民の避難等の防護措置をとること等により、その生命、健康等を保護することを含む」と安倍晋三内閣総理大臣が答弁している（甲1028）。

つまり、原子力基本法は、原子力の利用の安全確保には、放射線による有害な影響から人の健康及び環境を守るための、第5層の避難の実効性が必要であると定めているのである。

また、原子力基本法2条2項にいう「確立された国際的な基準」にIAEAの安全基準が含まれることは、政府も認めるところである（甲1028）。

そして、上記のとおり、IAEAの安全基準によると、人及び環

境を電離放射線の有害な影響から防護するという基本安全目的を達成するために、第5層は不可欠な防護階層である。

したがって、原子力基本法は、「確立された国際的な基準」の観点からも、原子力利用の安全確保のために第5層を要求している。

- (8) 福島第一原発事故を受けて新たに制定された原子力規制委員会設置法も、その目的に「事故の発生を常に想定」し、「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施」とすると定めている（1条）。

そして、原子力規制委員会の担当事務としては、避難の指針である、原子力災害対策指針の策定も含まれている（原子力規制委員会設置法4条1号、3号、5号、13号・原子力災害対策特別措置法6条の2）。

同法でいう「原子力利用における安全の確保」は、原子力分野の憲法とされる原子力基本法2条1項の「安全の確保」と同義であると解される。

つまり、原子力規制委員会設置法も、原子力基本法と同様に、第3層までで原子力発電所の安全を確保できるという考え方を採つておらず、仮に第3層までで原子力発電所の施設そのものの安全を確保できるとしても、「事故の発生を常に想定」し、「確立された国際的な基準」を踏まえた「原子力利用における安全の確保」、すなわち、第5層の避難の実効性を確保することを要求している。

- (9) 原子力防災について規定する、原子力災害対策特別措置法は、福島第一原発事故を受けて、「国は、大規模な自然災害…による原子力災害（引用者注：原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害（同法2条1号））の発生も想定し」、「深層防護の徹底」を行うと定めている（4条の2）。

このように同法も、「深層防護の徹底」と定めるとおり、第3層まで原子力利用における安全を確保できるという考え方を探つていません。

それどころか、「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため」(同法1条)に、地域防災計画(避難計画)の策定を自治体に義務付けており(災害対策基本法40条、42条 原子力災害対策特別措置法28条)、第5層の避難の実効性を要求している。

(10) 以上のとおり、福島第一原発事故を受けて改定された現行法の趣旨からも、「確立された国際的な基準」であるIAEA安全基準を踏まえて、原子力利用(原発運転)の安全確保のために、第5層の避難の実効性によって住民の生命、健康等を確保することを要求している。

以下では、「2」「3」で避難計画の現状を述べ、「4」「5」で現状の避難計画どおりの避難はできず、債権者らの人格権侵害の具体的危険があることを述べる。

2 原子力災害対策指針

原子力災害対策特別措置法6条の2第1項に基づき策定された、原子力災害対策指針(令和元年7月3日一部改定)(甲1093)は、住民の避難計画について、次のとおり定めている。なお、本件の債権者らは、伊方原発から約30数kmに居住しており、原発からおおむね半径5km圏内(予防的防護措置を準備する区域・PAZ(Precautionary Action Zone))に居住する者はいないことから、PAZについては割愛する。

(1) 屋内退避³

³ 屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措

原発からおおむね半径30km圏内とされている緊急防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone））においては、段階的な避難やOIL⁴（Operational Intervention Level）に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない（甲1093・71頁）。

UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある（甲1093・71頁）。

(2) 避難⁵、一時移転⁶

UPZにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1（500μSv/h）を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2（20μSv/h）を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない（甲1093・70頁）。

UPZ外においては、放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない（甲1093・70頁）。

(3) 安定ヨウ素剤の配布・服用

置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものをいう。（甲1093・71頁）

⁴ OILとは、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルをいう。（甲1093・9頁）

⁵ 避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものをいう。（甲1093・70頁）

⁶ 一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものをいう。（甲1093・70頁）

P A Z外においては、全面緊急事態⁷に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従う（甲1093・71頁～72頁）。

(4) 避難退域時検査⁸及び簡易除染⁹

立地道府県等は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する（甲1093・73頁～75頁）。

(5) 小括

以上のとおり、U P Z外に居住する債権者らは、原発事故が起きた場合の主な避難の流れとして、まず屋内退避を行ない、放射線量が高くなると、避難を開始し、避難の過程で、安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、退域時検査を受け、汚染度合によっては簡易除染を受けて、避難所へ避難するということになる。

3 「山口県地域防災計画 原子力災害対策編」

「山口県地域防災計画 原子力災害対策編」（甲1094）は、U P Z外に居住する住民の避難については明示的に規定してはいないものの、「この計画の作成又は修正に際しては、原子力災害対策特別措

⁷ 全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。（甲1093・8頁）

⁸ 避難退域時検査は、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。（甲1093・9頁）

⁹ 着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等（甲1093・9頁）

置法第6条の2第1項の規定に基づいて、国（原子力規制委員会）が定める「原子力災害対策指針」（平成30年10月1日改正）を遵守するものとする。」とあることから（甲1094・I-1頁）、債権者らは、上記原子力災害対策指針と同様の避難をすることになると解される。

4 債権者らの避難は困難であること

債権者らの居住する建物は、いずれも古く、原発事故を引き起こすような巨大地震には耐えられず、屋内退避は不可能であるし、巨大地震の際の度重なる揺れに対する恐怖から屋内退避は困難である（詳細は、1審の準備書面1・2・7の補充書3、4～8頁、即時抗告理由書4）。

近くの避難所での屋内退避についても、債権者らの居住する島には、いずれも、原発事故による放射性物質を避けながら巨大地震に耐えられるような屋内の避難所の整備はなされていない（詳細は、1審の準備書面1・2・7の補充書3、即時抗告理由書4）。

原発事故が起きてから避難所を用意することも不可能である。東日本大震災時に体育館の天井が損壊して多くの落下物が降ったことから（甲918），屋内退避所となる施設は事前に耐震性を十分に強化しておかなければ二次被害の恐れがある。しかし、債権者らの居住する島において、地震時の避難所は、屋外あるいは耐震性を備えていない古い建物であって、原発事故を起こすような巨大地震に耐えられるものは準備されていない（詳細は、一審の準備書面1・2・7の補充書3、即時抗告理由書4）。

さらに、避難所には、少なくとも、十分な収容能力、スクリーニング体制（甲919。放射線を測定する機器、放射性物質を取り除く道具、人員、場所など。），被ばくをしないために放射性物質が拡散・到

達しない地点であることが求められるものの、原発事故が起きてからそのような条件を満たす屋内の避難所を設けることは不可能である。

屋内退避ができないことから島外へ避難しようとしても、道路の寸断や損壊、船舶が動かないことによって、島外への避難も極めて困難あるいは不可能である（詳細は、一審の準備書面 1・2・7 の補充書3、即時抗告理由書4）。

5 新型コロナウイルス感染拡大下では現状の避難計画どおりの避難はできないこと

(1) 政府は、2020年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、同月16日にはこれを全国に拡大、5月4日には同月31日まで延長した。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）を避けることが求められている。上記3つの条件が同時に重なる場合は、最も感染リスクが高いが、条件が1つの場合も感染リスクは当然ある。感染拡大を防止するためには、部屋をこまめに換気すること、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けることが呼びかけられている（甲1095の1、甲1095の2）。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、2020年4月24日に、人との接触を8割減らすための10のポイントとして、①ビデオ通話でオンライン帰省、②スーパーは一人または少人数でしている時間に、③ジョギングは少人数で。公園はすいた時間、場所を選ぶ、④待てる買い物は通販で、⑤飲み会はオンラインで、⑥診療は遠隔診療、⑦筋トレやヨガは自宅で動画を活用、⑧飲食は持ち帰り、宅配も、⑨仕事は在宅勤務、⑩会話はマスクを

つけて、を挙げている（甲1096）。さらに、厚生労働省は、2020年5月4日に、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を発表した（甲1097）。そこでは、「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。」「家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。」「手洗いは30秒程度かけて水と石鹼で丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。」等とされている（甲1097）。

ところが、原発事故が起きた際の避難計画は、住民らが自家用車や船、自衛隊車両等に乗り合って避難することになり、密集・密接・密閉の環境である。また、避難退城時検査（スクリーニング）、除染、安定ヨウ素剤の配布・服用の場面では、人の密集、密接が発生し、放射性物質を避けて屋内でこれらの作業を行なう場合には密閉空間になる。さらに、避難所は、まさに放射性物質が屋内に流入しないように密閉した空間に人が密集・密接する3密の空間である。

避難所への避難の問題点について、防災学術連携体幹事会は、2020年5月1日付で「市民への緊急メッセージ 「感染症と自然災害の複合災害に備えて下さい」」（甲1098）として、「近年毎年のように起こっている自然災害が、今年も日本のどこかで起きれば、その地域は感染症と自然災害による複合災害に襲われることになります。これが現実になると、オーバーシュート（医療許容量を超える感染者の爆発的増加）の可能性が高くなるなど、極めて難しい状況になります。」と感染症と自然災害の複合災害の危険を指摘し、「災害発生時には公的避難所が開設されますが、ウィルス感染のリスクが高い現在、従来とは避難の方法を変えなければなりません。」「災害発生時には、公的避難所のウィルス感染対策をとって下さい。」等と警告している。原発事故時には、放射性物質が避難所

へ流入しないように換気を避けなければならぬことから、上記の「公的避難所のウイルス対策」をとることは不可能である。

以上のとおり、移動、検査、除染、避難所への避難は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために求められる環境とは正反対の密な場面ばかりである。

避難による感染拡大を防ぐためには、屋内退避をすれば良いようと思うかもしれない。

しかし、原発事故を起こす主な原因として想定されている巨大地震が発生した場合には、原発すら破壊するほどの巨大地震であることから、住宅はひとたまりもない。住宅は、全壊、半壊して物理的に退避不能になったり、あるいは、熊本地震で経験したように大きな前震の後に本震が来て住宅が倒壊するなど度重なる揺れへの恐怖から住宅内で退避することができないと考えられる。そうすると、放射性物質を避けられる屋内の避難所へ避難するしかなくなり、密集、密接、密閉した避難所で感染拡大を招くことになる。

また、原子力災害対策指針は、長期間の屋内退避を推奨していない。すなわち、「プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる」（甲1093・71頁）としている。

仮に長期間の屋内退避をする場合は、その間の水や食料、安定ヨウ素剤等を、地方自治体の職員らが各家庭へ届けるといった対応が必要になる。ところが、巨大地震によって原発事故が起きると、地震による多数の負傷者、火災や土砂崩れ等の発生、道路の損壊、水道・ガス・電気の寸断等が発生し、度重なる放射性物質の放出も起

き、それら巨大地震と原発事故への対応だけでも大混乱である状況下で、放射性物質が漂う中、各家庭へ物資を届ける人員は到底確保できないと考えられる。

したがって、屋内退避もすることができない。

つまり、新型コロナウイルス感染症が拡大している現在においては、原子力災害対策指針や地方自治体の定める避難計画どおりに避難することによって感染拡大を招いてしまうため、安全に避難することができないのである。

(2) この問題点について、アメリカのゼネラル・エレクトリック社の原子力事業部に所属していた佐藤暁氏は、「避難指示を受けた住民はどうか。バスに乗れるだけ乗せられ、汚染検査所や安定ヨウ素剤の配布所で長々と行列をつくる。行きついた避難所にすし詰めで数日から数週間を過ごす。大きなクラスター（感染者集団）が生まれる。」と指摘し、「電力会社や原子力規制委員会が気づいていないはずはないが、 국민に積極的に知らせらず沈黙している。何の具体的な処置もしない「不作為」に当たる。使えない救命ボートを積んだまま平然と航海を続ける無責任な船長に等しい。」と痛烈に批判している（甲 1099・2020年4月30日付中国新聞）。

なお、そもそも避難の前段階である、原発事故の情報収集・分析、避難指示発令、事故対応の段階についても、佐藤暁氏が指摘するように、事故を起こした原発の緊急対策室、地方自治体の原子力災害対策本部、事故を起こした原発の最寄の原子力防災センターには、内閣府や自治体の職員、警察、自衛隊、消防などが、放射性物質の侵入を防ぐ密閉された会議室に、一堂に会し、刻々と変わる原発の状況に応じて、指揮を飛ばしたり、話し合ったりすることになるため、感染拡大を防ぐためには他の態様を考えなければならない（甲

1099)。原発事故に対応できる専門的な知識を有する地方自治体の職員はわずかであり、そのような職員が感染することによって、原発事故への対応が不可能になるおそれがある。

(3) 住民らは、原発事故時の現在の避難計画では新型コロナウイルス感染拡大を防止できないことから、原発の運転停止を各地で求めている。

例えば、「老朽原発うごかすな！大集会 in おおさか」実行委員会は、関西電力株式会社に対して、「集団避難のバスの中での、あるいは避難先で何ヵ月も何年も続く集団生活の中での「新型ウイルス」感染を防ぐことは至難です。大勢の感染者が出ます。医療崩壊が起ります。」「しかも、高浜原発、大飯原発から 100 km の圏内には福井県、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県の多くの部分が含まれます。福島原発事故では、事故炉から 50 km 以上離れた飯館村も全村避難になったことを考えあわせますと、高浜原発や大飯原発が重大事故を起せば、これらの地域が避難対象になる可能性もあります。例えば、両原発から約 30~70 km に位置する京都市が避難対象になれば、市民約 150 万人が放射線被曝に加えて「新型ウイルス」感染の危機にさらされます。」等の危険性を訴えて、原発の運転停止を求めている(甲 1100)。

なお、原発事故時の避難のみならず、平常時の原発の運転や工事についても同様の問題がある。上記実行委員会は、「原発では、通常運転時で 1500 人規模、定期点検時には約 3000 人の作業員が働き、通勤時のバスの中、作業前後の放射線測定のための待機場所、脱衣所、中央制御室を含む勤務場所、休憩室などで「密閉、密集、密接(3 密)」の環境にさらされます。作業員の中には、関西など「新型ウイルス」が猛威を振るう地域から来る人も多数います。例えば

高浜原発は、1班12人で構成する5つの班が1日3交代で運転していますが、感染者が出た場合、当該シフトの運転員のみならず、他のシフトの運転員も濃厚接触となり、5班体制の維持が困難になります。感染発生のために、原発を停止させたとしても、停止後も冷却や安全管理のために専門的な知識や技術を有する作業者が多数必要です。その人々の間に「新型ウイルス」が蔓延するような事態になれば、原発の安全が保たれなくなることは、関電の皆様なら十分ご想定のことだと推察します。」（甲1100）ともっともな指摘をしている。

6 小括

原発が事故を起こすと、広範囲に、永続的に、不可逆的で、甚大な被害を招く、一般の工場とは全く異なる危険を有する施設であることは、上記のとおりである。

そのような危険を有する原発を設置、運転する原発事業者は、当然のことながら、その運転によって、周辺住民へ放射線によるリスク、被害を及ぼさないようにする義務を負う。

このことは、IAEAの安全原則（甲1101）にも、

「原則 1：安全に対する責任

安全のための一義的な責任は、放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人または組織が負わなければならない」

「3.5. 施設と活動の存続期間全体を通して安全の一義的な責任は許認可取得者にあり、この責任は委任することができない」等と規定されている。そして、「「安全」とは放射線リスクに対する人と環境の防護、及び放射線リスクを生じる施設と活動の安全を意味する」と規定されている。

つまり、本件では原子炉設置変更許可処分を受けている債務者

が、伊方原発の施設と活動の存続期間全体を通して、人と環境の防護、及び放射線リスクを生じる施設と活動の安全の一義的な責任を負う。

以上のことから、原発事業者たる債務者において、上記に指摘した債権者らの避難の困難性について解決策を疎明できなければ、伊方原発の安全性は確保されていないといえ、その運転を差し止められなければならない。